

令和 5 年 5 月 22 日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12488

研究課題名（和文）古代日本と中国唐・北宋王朝における賤民制の比較研究

研究課題名（英文）Comparative Study of the Low-Class System in Ancient Japan and the Tang and Northern Song Dynasties of China

研究代表者

吉永 匡史（YOSHINAGA, Masafumi）

金沢大学・歴史言語文化学系・准教授

研究者番号：20705298

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究課題では、「古代日本と中国唐・北宋王朝において、賤民制がいかなる特色をもち、「奴隷」身分がどのように発生・変容したのか」という学術的命題のもと、古代日本と中国の両地域における賤民制について研究を実施した。特に奴婢の売買を規定する唐令条文を復原し、日本令の対応条文と比較することで、古代日本と中国唐・北宋王朝の奴婢の特色を明らかにした。また唐王朝の賤人制の検討にあたっては、散逸した唐令の復原が不可欠であり、唐令の賤人関係条文の復原を行った。さらに唐令復原根拠史料の史料学的研究や北宋天聖令研究の成果を総合し、唐令研究の手法自体の深化も追求した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題では、「「奴隷」身分がどのように発生・変容したのか」という問題関心のもと、古代日本と中国の両地域における賤民制について研究を実施した。特に、賤民の最下層である奴婢の人身売買を規定する古代日本と中国唐・北宋王朝の法制度を比較検討し、東アジア地域の古代国家が身分制支配をどのように維持し、社会の中で身分が変質していったのか、その様相の一端を明らかにした。また唐王朝の身分制研究にとどまらず、唐の律令を藍本として成立した古代日本の律令制研究には、現在は散逸してしまった唐令条文の復原が不可欠である。本研究では唐令の復原を進めるだけでなく、復原手法の深化を図り、東アジア法制史研究の進展に寄与した。

研究成果の概要（英文）：Under the academic theme of "What were the characteristics of the lowlander system in ancient Japan and the Tang and Northern Song dynasties in China, and how did the status of "slaves" arise and change? In particular, by restoring the Tang Dynasty Order stipulating the buying and selling of slaves and comparing it with the corresponding Japanese Order, I clarified the characteristics of slaves in ancient Japan and the Tang and Northern Song Dynasties of China. In addition, in order to examine the low-ranking system of the Tang Dynasty, it is essential to restore the scattered Tang Order, and we have restored the articles related to low-ranking servants in the Tang Order. In addition, we have also sought to deepen the method of Tang Dynasty decree research itself by synthesizing the results of historiographical research on the historical materials on which the Tang decree was based and research on the Northern Song Tien Sung Tien Shing decree.

研究分野：比較史

キーワード：賤民制 身分制 律令制 古代日本 唐王朝

1. 研究開始当初の背景

研究代表者吉永匡史は、これまで古代日本と唐王朝の軍事構造についての比較研究を行ってきた。その中で、奴婢が私的軍勢力として機能している事例を見出し、かつ国家的軍勢力としての兵士役が良民のみに賦課されることから、賤民制を研究対象として意識するようになった。さらに軍勢力発現の具体的事例として、関所のシステムを検討したところ、吐魯番の阿斯塔那古墓出土文書に奴婢売買の契約書があり、交通検察の観点からも賤民制の重要性に気づかされた。そこで、罪人追捕に関する自らの研究を基礎として、北宋天聖捕亡令にみえる奴婢関係条文について考察した結果、賤民制研究の重要性を確信した。

以上の経緯によって、「そもそも奴婢は奴隸なのか」「奴隸をいかに定義するのか」「東アジア地域の賤民制はいかなる差異と共通点をもつのか」という問題意識が明確化され、古代日本と中国唐王朝・北宋王朝における賤民制の比較研究を開始するに至った。

2. 研究の目的

本研究課題では、「古代日本と中国唐・北宋王朝において、賤民制がいかなる特色をもち、“奴隸”身分がどのように発生・変容したのか?」という学術的命題のもと、古代日本と中国という2つの異なる地域における賤民制の法的構造と実態を、国家的身分と社会経済の両側面から解明することを目指した。そして両者を比較検討することによって、差違と共通性を抽出し、その意義を明らかにすることを狙った。また唐王朝の賤人制の検討にあたっては、散逸した唐令条文の復原が不可欠であることから、復原研究を進めることはもちろんのこと、さらに唐令復原根拠史料の史料学的研究や北宋天聖令研究の成果を総合することによって、唐令研究の手法自体の深化も追求した。上記の研究成果をふまえ、世界史における古代社会の“奴隸”と“奴隸制”について考察する糸口を得ることを最終目的とした。

3. 研究の方法

本研究課題においては、古代日本と中国唐・北宋王朝に同等のウェイトをおいて実証研究を進め、表層的ではない、法と社会の実態を明らかにした上で比較研究を推進する手法をとった。そして唐王朝の賤人制を明らかにするためには、研究代表者吉永が従来実践してきたように、散逸した唐令の復原研究が不可欠である。条文の復原と平行して、復原根拠史料の史料学的研究を進め、北宋天聖令を活用した唐令研究の成果と総合することで、唐令研究の手法自体の深化も追求した。また、古代日本と唐・北宋王朝を比較するにあたっては、差違ばかりが目立され、その共通性には従来殆ど注意されてこなかった。本研究では差違と共通性の双方がもつ意味を考察し、世界史における古代社会の“奴隸”と“奴隸制”について、具体像を実証的に明らかにして比較するだけでなく、その理論的なモデルを模索した。

4. 研究成果

まず日唐宋賤民制の比較研究については、2018年に金沢大学で開催された国際ワークショップ「東アジア身分制・支配秩序研究の新発展」において「唐代奴婢売買法制考 唐関市令と吐魯番文書」と題する報告を行い、奴婢の人身売買規定について、唐令条文の復原報告を行った。これを成稿して発表したのが、吉永匡史「唐代奴婢売買法制考」(『金沢大学歴史言語文化学系論集』史学・考古学篇 11号、2019年)である。唐令条文をもとにして作成された北宋天聖令宋 13条および吐魯番文書中の奴婢売買市券を検討し、奴婢の売買を規定する唐関市令第 22条(条文排列は、吉永匡史「日唐関市令の成立と特質 関にかかわる法規を中心として」(『金沢大学歴史言語文化学系論集』史学・考古学篇) 10号、2018年)による)を復原した。

上記の報告・成稿の過程で、吐魯番文書における唐代奴婢売買市券が、過所(関の通行許可証)発給関係文書群と深い関係をもつことに改めて気づかされた。そこで過所研究の中核的史料である中華人民共和國新疆維吾爾自治区阿斯塔那 509号墓出土文書の史料学的研究を行う必要が生じた。その成果が、吉永匡史「阿斯塔那五〇九号墓出土過所関係文書小考」(小口雅史編『古代東アジア史料論』同成社、2020年)である。本稿では、先行研究で「唐開元十九年唐采買婢市券」と名付けられた2紙で構成される文書について検討を行い、これは唐益謙が西州都督府に提出した牒文に貼り継がれたものであり、来文の一部を構成していたことを明らかにした。以上の成果を踏まえつつ、日本令と唐令の奴婢売買条文を比較検討したのが、吉永匡史「日唐令奴婢売買条文管見」(木本好信編『古代史論聚』岩田書院、2020年)である。先に復原した唐関市令 22

条と日本養老関市令 16 売奴婢条を比較検討した結果、日本では 7 世紀に現出していた奴婢をめぐる状況を踏まえつつ、唐令条文を大きく改変して立条したことが判明した。

以上の成果を前提にして、今後の良賤制研究の課題と方向性についての素描を、「日唐良賤制をめぐる諸問題」と題して、金沢大学ポトムアップ型主要研究課題「国家・社会におけるコミュニケーションの諸相の歴史学的解明」2021 年度ミニシンポジウム（2022 年 3 月）で報告した。また、唐代良賤制研究を牽引してきた山根清志氏の著書『唐王朝の身分制支配と「百姓」』（汲古書院）の書評を執筆する機会があり、「庶人」の位置づけなど、今後の身分制研究の論点を複数提示した（吉永匡史「書評 山根清志著『唐王朝の身分制支配と「百姓」』、『唐代史研究』24 号、2021 年）。唐令における賤人関連条文の復原については、本研究課題の採択期間を通じて遂行しており、公表を目指して成稿中である。同時に、唐令の復原手法の深化を図るべく、復原根拠史料の史料学的研究も実施した。これは本期間中に全ての調査を終えることは困難であることから、今後も史料調査・検討を進めていく予定である。

賤民制を包括する身分制支配は、軍事力のあり方とも強く関係する。この観点から、軍事徴発システムの解明を目指して吉永匡史「軍防令と軍事制度 差兵条をめぐる」（古瀬奈津子編『律令国家の理想と現実』竹林舎、2018 年）を発表し、日本養老軍防令差兵条を中心に据え、唐制との比較を通じて古代日本の特色を明らかにした。これは主に地方軍事力に重きを置いていたが、中央軍事力については吉永匡史「古代日本の中央兵力と律令貴族」（柿沼陽平編『貴族と士大夫 青年学者眼中的中国史』上海古籍出版社、2022 年）を中華人民共和国において発表し、中央武力を構成する衛府の長官に着目し、その特質に迫った。

唐令復原研究を進めるにあたっては、唐令条文の逸文を含む法律書についての考察も併せて行う必要がある。この観点から、『令集解』や『倭名類聚抄』に逸文が見出される『唐令私記』について、吉永匡史「『唐令私記』にみる唐文化受容の一樣相」（大津透編『日本古代律令制と中国文明』山川出版社、2020 年）を公表した。『唐令私記』の作者を明法学者大和長岡に比定し、彼の入唐経験に基づいて本書が作成されたと考えた。このほか、古代日本における法典編纂の検討でしばしば利用される『本朝法家文書目録』は、その重要性にもかかわらず書誌学的検討が不十分であることから、吉永匡史「『本朝法家文書目録』写本系統試論」（『平安時代典籍・記録の史料学的再検討』（東京大学史料編纂所研究成果報告書 2021-14））を発表し、日本国内各地に所蔵される写本調査を踏まえた、新たな写本系統の試案を提示した（なお、本稿の基礎部分は東京大学史料編纂所の研究費の成果に基づくが、研究期間終了後は当該科学研究費をもって史料調査を継続し、公表に至ったものである）。また、日本列島への学術伝播の様相を探るため、兵書に着目して検討した吉永匡史「古代東アジアにおける兵書の伝播 日本への舶来を中心として」（榎本淳一・吉永匡史・河内春人編『中国学術の東アジア伝播と古代日本』勉誠出版、2020 年）を刊行した。

以上、古代日本・唐王朝・北宋王朝の法制度における賤民関連規定の比較検討を行い、特に奴婢の身分的特色の一端を明らかにした。また唐王朝の賤人制の検討にあたっては、散逸した唐令の復原が不可欠であり、唐令の賤人関係条文の復原を行った。さらに唐令復原根拠史料の史料学的研究や北宋天聖令研究の成果を総合し、唐令研究の手法自体の深化も追求した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 吉永匡史	4. 巻 1
2. 論文標題 『本朝法家文書目録』写本系統試論	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 平安時代典籍・記録の史料学的再検討	6. 最初と最後の頁 39-67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永匡史	4. 巻 24
2. 論文標題 書評 山根清志著『唐王朝の身分制支配と「百姓」』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 唐代史研究	6. 最初と最後の頁 152-161
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永匡史	4. 巻 1
2. 論文標題 阿斯塔那509号墓出土過所関係文書小考	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 小口雅史編『古代東アジア史料論』（同成社）	6. 最初と最後の頁 314-334
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永匡史	4. 巻 1
2. 論文標題 日唐令奴婢売買条文管見	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 木本好信編『古代史論聚』（岩田書院）	6. 最初と最後の頁 693-702
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永匡史	4. 巻 1
2. 論文標題 『唐令私記』にみる唐文化受容の様相	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 大津透編『日本古代律令制と中国文明』（山川出版社）	6. 最初と最後の頁 235-248
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永匡史	4. 巻 11
2. 論文標題 唐代奴婢売買法制考	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金沢大学歴史言語文化学系論集 史学・考古学篇	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永匡史	4. 巻 1
2. 論文標題 軍防令と軍事制度 - 差兵条をめぐる -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 古瀬奈津子編『律令国家の理想と現実』（竹林舎）	6. 最初と最後の頁 318-339
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永匡史	4. 巻 1
2. 論文標題 古代日本的中央兵力と律令貴族	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 柿沼陽平編『貴族と士大夫 青年学者眼中的中国史』（上海古籍出版社）	6. 最初と最後の頁 199-221
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 吉永匡史
2. 発表標題 唐代奴婢売買法制考 唐閩市令と吐魯番文書
3. 学会等名 東アジア身分制・支配秩序研究の新発展（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 吉永匡史
2. 発表標題 日唐良賤制をめぐる諸問題
3. 学会等名 金沢大学ボトムアップ型主要研究課題「国家・社会におけるコミュニケーションの諸相の歴史学的解明」2021年度ミニシンポジウム
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 榎本淳一・吉永匡史・河内春人 編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勉誠出版	5. 総ページ数 229
3. 書名 中国学術の東アジア伝播と古代日本	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------